

平成 27 年 12 月

札幌市敬老優待乗車証
札幌市障がい者交通費助成制度
をご利用の皆様へ

北海道中央バス株式会社

乗継割引（運賃引き去り額）の誤りについて

平素より弊社バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。
今般下記の路線において、お客様がカードご使用時に乗継割引が適用されなかつた事実が判明いたしました。該当のお客様に深くお詫び申し上げますとともに、札幌市様協力のもと、下記内容についてのご案内文書を個別に発送し、弊社から差額をお返しさせていただきたいと存じます。

1. 発生概要

- ・ 該当券種；敬老優待乗車証、障がい者交通費助成制度（交通費助成カード）
- ・ 該当期間；平成 27 年 4 月 1 日～同年 10 月 31 日
- ・ 該当路線；循環 3 系統・苗穂線「東営業所～札幌駅前～東営業所」
- ・ 発生内容；地下鉄「さっぽろ駅」もしくは「大通駅」から上記

バスに乗り継いだ際に乗継割引が適用されなかつたもの。

（1 件当たり 40～100 円（※1））

〔※1. 敬老優待乗車証、交通費助成カード 3300 の場合 80 円。ただし、地下鉄②区
利用時は 100 円。交通費助成カード 1100 の場合は 40～60 円。〕

2. 発生原因

乗継割引が適用されなかつたため

3. 対応方法

郵送にて書類をお受け取りになられた方は、お手数をおかけしますが、下記のフリーダイヤルまでご一報くださいますようお願い申し上げます。

お客様のカード番号から、バスのご利用データを検索し、差額を返金させていただきます。

※平成 26 年度交付分のカード番号については、対象者の特定が困難となっております。27 年 4 月に 26 年度分のカードを利用されたお心当たりのある方につきましては、下記連絡先へ併せてお申し出いただきますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

北海道中央バス(株)札幌事業部（専用コールセンター）

フリーダイヤル 0120-503-055（受付時間；平日 9：00～17：00）

専用コールセンター受付期間；平成 28 年 5 月 31 日迄（年末年始 12/31～1/3 は除く）
（専用コールセンター受付期間終了後は、北海道中央バス(株)札幌事業部 011-221-6616 へお問い合わせ下さい）